

令和7年度富山県会計年度任用職員募集案内

東部教育事務所

1.募集内容

種類	校種	時間単価	職務内容	勤務条件等
小学校新規採用教員サポート	小学校	勤務1時間あたり 2,810～2,894円	① 国語、算数、理科、生活科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語を専門的に指導する。 ② サポートする教科によって、余剰時間が生じる場合は、少人数指導を行う。	週20h×35週 年間700時間 を限度とする
初任者研修指導教員 (拠点校以外)	小学校 中学校		① 校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、指導及び助言を行う。 ② 初任者の指導を主たる職務とするが、初任者が学校を離れて研修に出る場合や他の教員が初任者の指導をする場合は、後補充的な指導を行う。	1日7時間、 週2日、年間 29週を標準とし、総時間数 400時間を限度とする
初任者研修後補充教員	中学校		校長及び教頭の指示に従い、初任者が校外研修へ参加する際の授業の後補充(給食・清掃指導等も含む)を行う。	1日4時間 年間18週 年間72時間 を上限とする
新規採用者研修指導教員 (養教・栄教新採研修)	小学校 中学校		校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、新規採用者に対して指導及び助言を行う。	1日4時間 年間29日 総時数116時間 を上限とする
中・少人数教育推進講師(A)	中学校		① 教科の授業を担当する。 ② 習熟度別学習等の少人数指導やチーム・ティーチングを行う。	週10h×35週 年間350時間 を限度とする
免許外教科担任解消講師	中学校		教科の授業を担当する。	週あたりの授業時数×35 週
中・少人数教育推進講師(B)	中学校	勤務1時間あたり 1,795～1,938円 ※時間単価は、任用年数等による	① 授業における個別指導や担任の補助 ② 生徒への緊急対応時に担任を代行(授業や部活動等を指導)及び、当該生徒への直接対応 ③ 生徒の生活面への支援・給食、清掃時間の指導等、学校の実情に応じた支援 など	週16h×32週 年間512時間 を限度とする

帰国児童生徒支援講師	小学校 中学校	勤務1時間あたり 1,795～1,938円 ※時間単価は、任用年数等による	① 集団生活への適応や友だちづくりなど、帰国児童生徒の生活上の適応指導、生活相談に当たる。 ② 帰国児童生徒への日本語指導や教科指導、学習・進路指導に当たる。 ③ 帰国児童生徒の保護者の悩み相談に当たる。	週29h×40週 年間1,160時間を限度とする
外国人相談員	小学校 中学校	勤務1時間あたり 1,644～1,693円 ※時間単価は、任用年数等による	① 外国人児童生徒に対する生活相談や教科等の学習に係る日本語指導教員の補助 ② 外国人児童生徒の保護者に対する教育相談 ③ 日本語指導教員に対する教材・資料づくりや外国生活習慣等に関する相談	週20h×35週 月84時間を限度とする
スクール・サポート・スタッフ	小学校 中学校	勤務1時間あたり 1,127～1,161円	① 教員の補助(印刷業務、会計業務、提出物の集約、プリントの採点、パソコン事務等) ② 養護教諭の補助(消毒に係る業務、検温、その他感染予防対策業務等) ③ 児童生徒の活動補助(自主学習の監督、放課後補充学習の対応、放課後活動の監督等)	週20h×32週 年間640時間を標準とする

2. 応募資格

会計年度職員は、次の各号のいずれも満たす方が応募できます。

- (1)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定する欠格事由に該当しない方。
- (2)応募する校種(教科、科目)の教員免許状を有する方。ただし、外国人相談員、スクール・サポート・スタッフについては、教員免許状は不要です。
- (3)心身ともに健康で、勤務に耐えうる方。

3. 諸手当・社会保険・休暇等

- (1)期末手当、勤勉手当(支給要件を満たした場合のみ)
- (2)地域手当は時間単価に含まれています。
- (3)通勤手当(通勤距離2キロ以上の場合に通勤距離に応じて支給、ただし外国人相談員は実費支給)
- (4)社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以上の保険は加入要件を満たした場合のみ)、労災保険
- (5)休暇 年次有給休暇など

4. 応募・採用の流れ

- (1)任用を希望する方は、講師希望願をダウンロード後記入し、東部教育事務所に提出してください。
- (2)講師として採用する際は、候補者に事前に電話で連絡します。
- (3)必要に応じて、面接等を実施し、選考の上、会計年度任用職員に採用します。

5. その他

- (1)地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ懲罰処分等の対象となります。
- (2)会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。